

防官秘第 1 1 4 9 号
3 1 . 1 . 2 9

施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第 5 条第 2 項第 7 号に規定する国家公務員採用試験合格者を対象とした選考及び同条第 3 項第 7 号に規定する採用試験によることが不適當であると防衛大臣が認める官職について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 2 4 年防衛省訓令第 5 号。）第 5 条第 2 項第 7 号に規定する国家公務員採用試験合格者を対象とした選考及び同条第 3 項第 7 号に規定する採用試験によることが不適當であると防衛大臣が認める官職

標準的な官職を定める省令（平成 2 6 年防衛省令第 9 号）本則の表第 1 の項第 3 欄各号（第 1 0 5 号を除く。）に規定する職制上の段階及び同欄第 1 0 5 号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する障害者を対象とした選考により補充しようとする官職とする。